

災害時等における車両の移動等の協力に関する協定

石狩市（以下「甲」という。）及び一般社団法人北海道レッカー事業組合（以下「乙」という。）は、災害時等における車両の移動等の災害応急対策業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、石狩市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に定める災害時又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害（緊急対策事態における災害を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲及び乙が協力して、災害時等における立ち往生車両や放置車両等の移動等により、被害の拡大防止に資することについて定めるものとする。

（業務内容）

第2条 甲が乙に協力を要請する業務内容は、法第64条第2項及び第76条の6第3項の規定に基づき甲が行う措置のうち、石狩市域における災害時等の車両の移動その他甲が必要と認める業務（以下「車両の移動等」という。）に関する事項とする。

2 乙が車両の移動等を行う際の移動先については、甲が指定するものとする。

（出動要請）

第3条 甲は、災害時等に車両の移動等が必要と認める場合には、要請の内容を明らかにした出動要請（解除）書（別記第1号様式）をもって乙に対して協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請することができるものとする。

2 前項ただし書の規定により要請した場合には、その後速やかに出動要請（解除）書（別記第1号様式）を乙に提出するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は、前条第1項の規定により甲から要請があった場合は、作業隊を派遣し、甲の協力要請に従い、速やかに業務を実施するものとする。

2 乙は、業務完了後、速やかに実施内容を口頭で甲へ報告し、その後、業務完了報告書（別記第2号様式）を提出するものとする。

3 甲は、前項の業務完了報告を受けた時、又は業務の必要がなくなった時は、出動要請（解除）書（別記第1号様式）をもって乙に要請の解除を行うものとする。

(費用の負担)

第5条 前条の規定により乙が実施した業務に要する費用については、乙が負担するものとする。

2 甲が負担する費用については、甲乙協議の上定める。

(損失補償及び損害賠償)

第6条 第4条第1項の規定に基づき実施した業務において、法第76条の6第3項の規定に基づきやむを得ない限度において行った措置により生じた損失の補償は、法第82条第1項の規定に基づき甲が負担するものとする。

2 乙の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、乙の責任にて処理するものとする。

(災害補償)

第7条 第4条第1項の規定に基づき業務に従事した者が、同条同項に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害関係法令に定めるところによるものとする。

(平常時の体制)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に実施されるよう、平時から情報交換を行うため、連絡体制表(別記第3号様式)にて双方通知するものとし、変更があった場合にも同様とする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日から1カ月前までに、双方いずれからも協定解消の申し出がないときは、有効期間満了の日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各1通を保有する。

令和4年6月6日

甲 北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2

石狩市長 加藤龍幸

乙 北海道札幌市白石区北郷2405番地25
一般社団法人北海道レッカー事業組合
理事長 佐藤正良